

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する大臣名による要請について

昨年末閣議決定された男女共同参画基本計画（第2次）において、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は重点分野の一つとして位置付けられ、「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標が明記された。この「2020年・30%」の目標を達成するため、地方公共団体や各種機関・団体等に対して当該目標を周知し、協力要請を行う必要がある。

このため、猪口邦子内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）より、地方公共団体、各種機関・団体等へ宛てた要請文書を下記のとおり発出した。

1. 要請先

- ・都道府県、政令指定都市
- ・衆議院、参議院、最高裁判所
- ・独立行政法人、特殊法人、認可法人
- ・国公立大学
- ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）加盟団体 等

2. 要請内容

別紙のとおり。

(都道府県知事) 殿

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について

日ごろから、男女共同参画に関する施策の推進に御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国経済社会を決定する最重要課題です。政府におきましては、昨年12月に男女共同参画基本計画（第2次）を閣議決定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて精力的に取り組んでいるところです。

男女共同参画社会の形成に当たっては、政策・方針決定過程への女性の参画が促進されることが極めて重要です。男女共同参画基本計画（第2次）においても、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重点分野の一つとして掲げられており、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励することとしています。各府省においても、「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、総合的かつ計画的に取組を進めているところです。

今後、政治、行政、司法、経済、社会、文化などあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要となってまいります。国及び地方公共団体は、民間企業等に率先垂範して、女性の参画を推進すべき立場にあります。貴職におかれましても、女性の政策・方針決定過程への参画に係る計画を策定する等、積極的に取り組んでいただきますとともに、女性の参画の拡大について社会的気運の醸成を図っていただきますようよろしくお願い申し上げます。また、貴管内市町村及び関係諸団体に対しても、協力を要請していただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

平成18年9月5日

内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）

猪口邦子